

会議録(1)

会議の名称	平成30年度 第1回児童発達支援センター設置検討委員会
開催日時	平成30年8月1日(水) 午後1時15分 開会、午後2時45分 閉会
開催場所	入間市健康福祉センター2階：201・202会議室
座長氏名	並木範一
出席委員(者)氏名	桑野恵介、並木範一 越智恵子、白木久美子、海老澤小真紀 尾上昌弘、後藤博 新井真由美 塙博昭、植竹利之、桂川泰典 粕谷浩史
欠席委員(者)氏名	なし
説明者の職氏名	副参事 中村正幸、副主幹 粕谷淳子
会議次第	○委嘱式 ○児童発達支援センター設置検討委員会 1 開会 2 市長あいさつ 3 委員自己紹介 4 事務局職員紹介 5 座長選出 6 会議の公開の決定 7 議題 (1) 児童発達支援センター設置検討委員会の役割について (2) 児童発達支援センターについて (3) 意見交換 8 その他 9 閉会
非公開理由	
傍聴者数	なし

配 布 資 料	資料 1 入間市児童発達支援センター設置検討委員会要綱 資料 2 児童発達支援センターについて 資料 3 第5期障害福祉計画等に係る国の基本指針の見直しについて 資料 4 児童発達支援センターの人員配置基準 資料 5 第6次入間市総合計画前期基本計画、入間市障害者福祉プラン（抜粋） 資料 6 市が実施する児童発達支援に関する施策 資料 7 入間市の児童発達支援の流れと課題、「児童発達支援に関する関連課連携会議」の考える児童発達支援のあるべき姿 資料 8 今後の予定について
関係課職員氏名	【学校教育課】（子ども未来室） 副参事 小田誠
事務局職員氏名	こども支援部部長 烏山政之 【こども支援課】 課長 横田一洋、副参事 中村正幸、副主幹 細谷淳子 副主幹 大谷元実
会議録作成方法	要点筆記

会議録(2)

議事の概要(経過)・決定事項

- 1 下記の議題について事務局から説明し、意見交換を行った。
委員からの質疑については、事務局が回答した。
 - (1) 児童発達支援センター設置検討委員会の役割について
 - (2) 児童発達支援センターについて
 - (3) 今後の予定について

会議録(3)

発言者	発言内容
	(委員及び事務局の発言が行われた部分のみ記述する)
事務局	(委嘱式)
田中市長	(あいさつ)
委員全員	(自己紹介)
事務局全員	(自己紹介)
委員全員	(座長の選出)
並木座長	(座長就任あいさつ)
事務局	これより議事の進行につきましては、並木委員が座長となり進行していただきますようお願ひいたします。
並木座長	<p>座長を仰せつかりました並木です。各分野の先輩方を前にして大変恐縮ですが、地域の実情に即した児童発達支援センター設置のため、皆様のご協力ををお願ひいたします。</p> <p>本日は11名の委員が出席していますので、設置検討委員会要綱第5条第2項の規定に基づき会議は成立しております。</p> <p>それでは次第を進めて参ります。まず、会議の公開について、事務局から説明をお願ひいたします。</p>
事務局	<p>会議は入間市情報公開条例に基づき、基本的に「公開するもの」と定められています。</p> <p>例外的に審議会等の決定により非公開とした場合には、公開しないこともあります。非公開とする場合は「不服申立て、調停等に関する審議又は申請等に対する審査を行う場合等、その他公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じることが予想され、会議の目的が達成できないと判断される場合」とされております。</p> <p>会議の公開・非公開の決定は、座長が委員の意見を聞き、審議会等の趣旨に照らし合わせて行うこととなっております。</p>
並木座長	事務局の説明から、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じることは予想されず、会議の目的が達成できないことはないと思われますので、児童発達支援センター設置検討委員会を公開とすることしたいと思いますがご意見はござりますか。

発言者	発言内容
委員全員	(異議なし)
並木座長	ご異議がないようですので、児童発達支援センター設置検討委員会は公開といたします。傍聴人がいましたら、入室をお願いします。
事務局	本日の会議の傍聴につきましては、希望者はありませんでした。
並木座長	続いて、会議録の署名について事務局から説明をお願いいたします。
事務局	会議が公開となりますと、会議録も公開されることとなります。こちらへの署名については、座長が行うこととされておりますが、必要な場合には座長の他座長の指名した方1名以上が署名することとなっております。児童発達支援センター設置検討委員会の会議録の署名は、座長ともう1名にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。
並木座長	署名委員につきましては、出席者の中から名簿順でお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。
委員全員	(異議なし)
並木座長	それでは、今回は名簿順に桑野委員にお願いしたいと思います。今後の会議においても名簿順にお願いいたします。欠席の際は次の委員にお願いすることといたします。 それでは次第7に移らせて頂きます。
	これより議事に入ります。まず議題（1）の児童発達支援センター設置検討委員会の役割について、事務局から説明をお願いします。
事務局	資料1 入間市児童発達支援センター設置検討委員会要綱を用いて説明
並木座長	ご質問等ありましたらお願いします。
並木座長	ではひとつよろしいでしょうか。児童発達支援センター設置検討委員会は、専門的な意見を聴取することを目的としていると思いますが、ここに求めるものと、目指すべき方向性があれば、教えていただければと思います。
中村副参事	今回は、児童発達支援に関する事業を行っておられる方、あるいは当事者の方、学校や保育関係の方、医療、保健関係の方をお招きしています。市の内部でも児童発達支援の現状と課題について検討してきたところですが、実際に携わっている皆様に課題の抽出の方向として正しいものなのか、確認させていただければと思っております。入間市の児童発達支援を必要とする子

発言者	発言内容
	<p>どもたちをもれなく、すみやかに支援につなげられるような体制を作るにはどうしたら良いか手探りでありますので、皆様から意見を頂いてより良いセンター、児童発達支援体制を作るために、考える材料を頂ければと思っております。</p>
並木座長	<p>児童発達支援センター設置のための意見をそれぞれの立場からお願ひいたします。</p>
	<p>次に議題（2）児童発達支援センターについて、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料2 児童発達支援センターについて 資料3 第5期障害福祉計画等に係る国の基本指針の見直しについて 資料4 児童発達支援センターの人員配置について 資料5 第6次入間市総合計画前期基本計画、入間市障害者福祉プラン（抜粋） 資料6 市が実施する児童発達支援に関する施策 資料7 入間市の児童発達支援の流れと課題、「児童発達支援に関する関連課連携会議」の考える児童発達支援のあるべき姿を用いて説明</p>
並木座長	<p>ご意見・ご質問等ありますか。</p>
粕谷氏	<p>資料2の児童福祉法の規定では福祉型と医療型があるが、説明では福祉型を目指すことでした。資料7の課題の中には重度・要医療的ケア児の対応先がないという課題が出てきますが、なぜ医療型にしなかったのですか。</p>
中村副参事	<p>医療型の児童発達支援センターは、政令で肢体不自由のお子さんに児童発達支援を行い、併せて治療も行うこととなっています。医療型を設置するためには、センターが医療機関としての要件を満たしていかなければなりません。対象者が限られてくることと、健康福祉センター内に医療機関を開所するというハードルができてしまします。医療機関の設置には相応の費用が見込まれます。医療機関がないとか受け皿が足りないということも認識していますが、各部門の連携であるとか、幅広い相談、アウトリーチ、早期の療育への接続等の方に力を入れるべきではないかと考えております。県内でも医療型のセンターを設置しているところは、さいたま市の2カ所だけと聞いております。毛呂山の光の家などは、もともとの病院に福祉型のセンターを設置したという形です。センターで医療を貰うというよりは、医療自体は医療機関に任せて分担した方が効率的ではないかという認識で、現在のところ福祉型と考えております。</p>

発言者	発言内容
粕谷氏	福祉型と医療型の対応する児童の範囲は、医療型の方が狭いということですか。資料3の表を見て、福祉型が対応する人の医療面まで含むのが医療型とも読みましたので。
中村副参事	やること自体は児童発達支援ですが、医療の管理下で行うかどうかという規定になっているようです。ただ、対象のお子さんは、主に肢体不自由のお子さんという規定があります。そういう意味では範囲が限られてくる。
並木座長	入間だからということではなく、福祉型の児童発達支援センターでも、要医療ケア児や重症心身障害児も受け入れは可能ということですか。
中村副参事	医療は行えませんが、医療的ケアを要するお子さんを受け入れることは、看護師の配置など体制を整え、親子通園であれば可能だと思います。お子さんだけを通所させるとなると、更に体制の整備が必要になってくると思います。しかし福祉型であっても、要医療的ケアや肢体不自由のお子さんを受け入れることは可能と考えています。
並木座長	福祉型でも体制が整えばそういう方の受け入れが可能な事業ということでおろしいでしょうか。 他に質問はありますか。
並木座長	資料3で国から示されている事業の説明がありましたら、地域支援についてもう少し説明してください。
中村副参事	児童発達支援は、未就学児に対して指導訓練を行います。小学校入学後は、放課後等デイサービスがこれに相当します。地域支援の中に掲げられている保育所等訪問支援は、規定的には小学校まで対応することが可能です。子どもが集団生活を送る施設を、保育士や作業療法士等が訪問して、現地で集団生活に適応できるよう支援を行います。相談支援については、特段年齢制限はありませんので、18歳までのお子さんとその親御さん、地域の関係者の相談に応じていくことになろうかと思います。
並木座長	未就学児に対する直接支援、保育所・学校等への訪問支援と相談支援もセンターの役割となっております。 他に質問はよろしいでしょうか。
新井委員	りぼんを中心とした相談支援事業所との関係は?
中村副参事	相談窓口は多数ありますが、18歳までのお子さんだけを対象にしている訳ではありません。委託部分は別として、プラン作成につながらない相談ばかり受けてもいられない事情もあると思います。発達支援を要するお子さん

発言者	発言内容
越智委員	に、障害福祉サービスの利用に関わらず相談に応じる体制ができれば、支援の切れ目を回避できるのではないかと考えています。
中村副参事	地域支援の中の相談支援は、障害児支援利用計画の作成だけでなく、一般相談も受け付けるという理解でいいですか。
越智委員	国の資料では利用計画の作成が示されているが、プランの作成やサービスの利用につながらない、どこに相談したらいいかもわからないという相談にも取りあえず応じ、その後のコーディネイトにもつながる体制を考えています。ご指摘の通り、計画作成だけでの相談をやっていきたい。
海老澤委員	そこが一番重要と思いました。
並木委員	自分の近くに、グレーゾーンと思われるが、まだ親がそれを把握できていないお子さんがいます。そういうまだ何もわからない人の窓口にもなるということでしょうか。
並木座長	この会では相談支援の役割とか機能を話し合っていく。地域の実情を反映させ、どこまでの相談機能を持たせるかはこれから検討事項です。
海老澤委員	保護者のつながりの中で、自分が知っている範囲の相談に乗ることはできるが、入間市に安心して相談に行ける窓口がでてほしいと思います。
並木座長	りばんも「障害者相談支援事業所」という名称で、いきなり相談に行くのは難しい。児童発達支援センターがもう少しハードル低く気軽に相談できる場所になれば、すぐえる人も多くなるのでは。
越智委員	それでは質問はこれでよろしいでしょうか。 限られた時間ですがそれぞれの立場でお考えや期待することなどありますでしょうか。
	保健師が地域担当という形になっていますが、健診などを通じて気になる子の情報をお持ちかと思います。でも親が大丈夫という認識で支援につながらず、そのまま学校を卒業する頃になって精神を病むケースが少なからずあります。学校が県の管轄だと、地域の学童期の関わりが抜けてしまう。幼児期から学童期、そしてまた地域に戻ってきた時を通して相談できる場所が児童発達支援センターであるという中で、何が不足しているか考えてもらうといい。相談支援事業所もプラン作りが中心で、単純な困りごとを相談できる窓口やグレーゾーンで障害を受容できていない親が相談できる窓口が少ない。教育センターも、就学が不安な親にとってはためらいがある。こども支援課にもコンシェルジュがいますが、不安に対しサービス利用を勧めるだけ

発言者	発言内容
	でなく、障害をまだ受容できない、整理されていない親の気持ちにも付き合うことのできる相談員がいると心強い。困ったときにいつでも気軽に相談できる場所になると良いと思います。
並木座長	<p>まだお話を伺いたいのですが、会議の終了時間となりました。次回もう少し意見交換を行うことでよろしいでしょうか。資料を見て頂いて、意見があれば次回伺いたいと思います。</p> <p>これですべての議題が終了しましたので、座長の座を下ろさせていただき、進行を事務局にお返しいたします。</p>
事務局	<p>次第8に移らせて頂きます。</p> <p>資料8 今後の予定について を用いて説明</p>
並木座長	次回以降も皆さんのご意見や期待をお伺いしたいのでよろしくお願ひいたします。

議事のてん末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

平成20年 9月27日

議長の署名

並木範一

議長が指名した者の署名

森野東行

